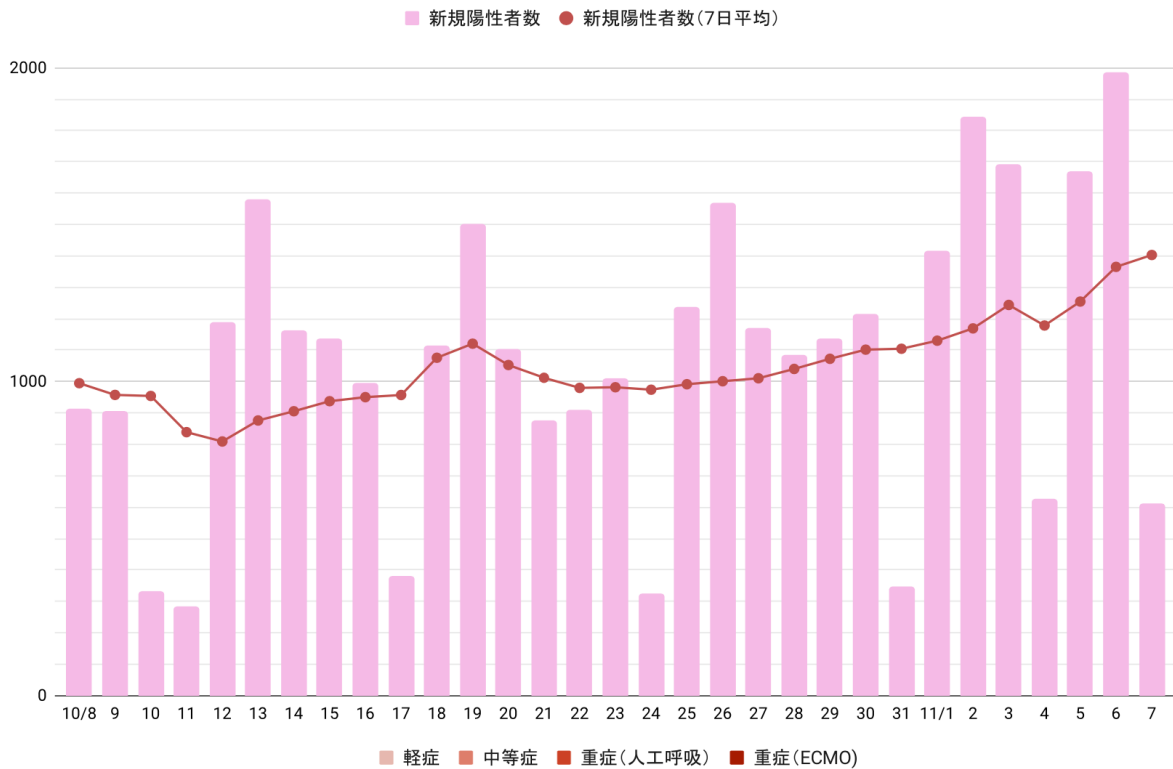
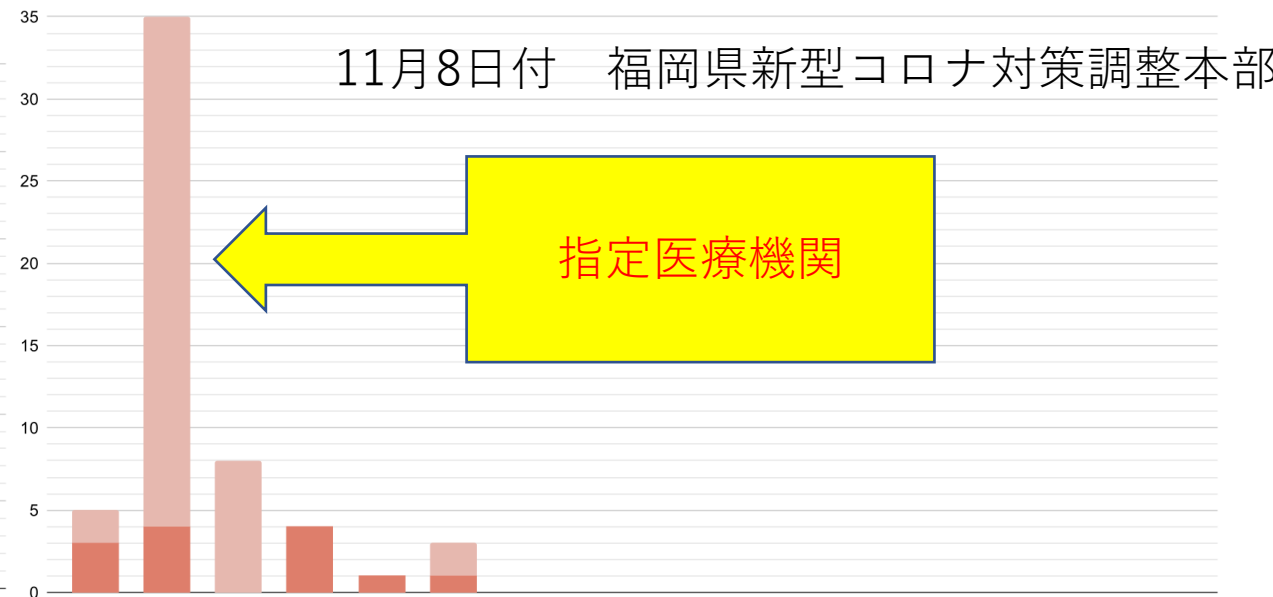
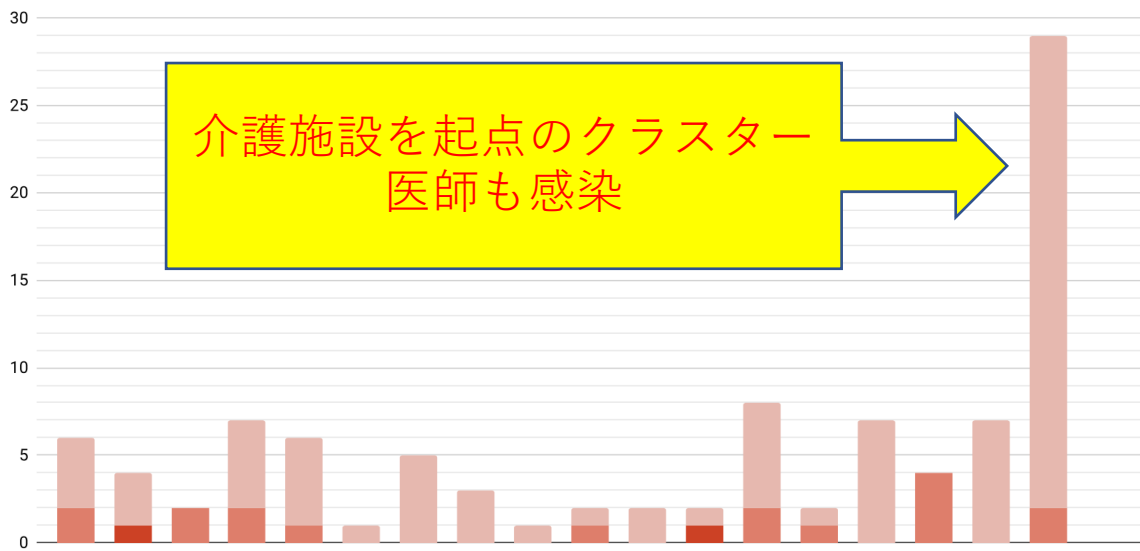
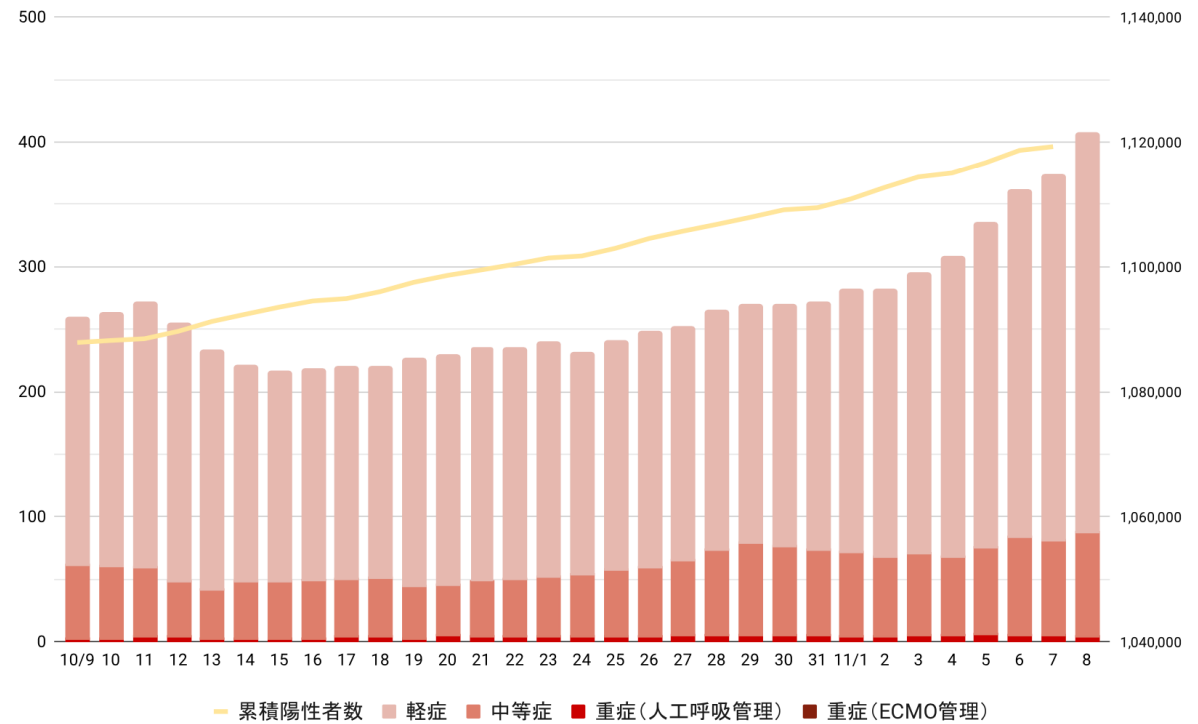


新規陽性者発生数と陽性率(県発表)



福岡県入院患者数(指定病院のみ)



月28日各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医療経理室
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)における上限額等の取扱いについて、一部改正を行い、下記のとおりとして、令和4年10月1日から適用しますので、御了知の上、適切に事業を実施していただくようお願いいたします。

なお、改正した部分には下線を付しております。

○新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

(1) 病床確保料

【1日1床あたりの上限額】

医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は、別紙1のとおりとする。また、即応病床使用率(前3ヶ月間)が当該医療機関の所在地の都道府県の平均を当該平均の30%を超えて下回る医療機関(例:平均が70%の場合、49%を下回るとき)については、別紙2のとおりとする。なお、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと都道府県が判断した場合は、この限りではない。

【補助上限額】

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの即応病床使用率が50%を下回る医療機関について、当該医療機関に対する令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間の病床確保料の補助上限額を、以下のとおりとする。

(詳細な算出方法等については別途通知する。)。ただし、令和4年9月30日までの間の病床確保料については、なお従前の例による。

即応病床使用率の算定にあたっては、感染拡大期において、都道府県がフェーズを引き上げた際に、即応化してから最大2週間(都道府県の判断で短縮することは可)に限り、新たに即応化された即応病床について、算定対象から除外できる(算定の際の分母・分子から除外でき)

また、周産期、小児、透析、精神の4診療科に限り、都道府県の判断で算定対象から除外できる(算定の際の分母・分子から除外でき)

例) KMH

新型コロナ対応確保病床 = 10

透析患者用 = 2

陽性入院患者 = 4

即応病床使用率 = $4 / (10 - 2)$

= 50%